

○浜田市特定空家等除却促進事業の概要

■目的

適切な管理が行われず、周囲に対して危険性の高い特定空家等の除却工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を補助することにより、危険な状態を解消するための支援を行う。

■事業概要

1. 補助対象となる特定空家等の要件

【建物】

- ・居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- ・倒壊のおそれがあり、周囲に対して著しく危険性があるもの
- ・木造又は鉄骨造で、不良度の測定基準による評点の合計が100点以上であるもの

【工作物】

- ・補助の対象となる特定空家等に附属するもので、周囲に対して防災上著しく危険性があると認められるもの

2. 補助対象者

特定空家等に係る建物の所有者若しくはその相続人又はこれらの者から同意を得た者とする。

3. 補助対象工事

該当する特定空家等に係る建物を全部除却するものとする。

4. 補助金額

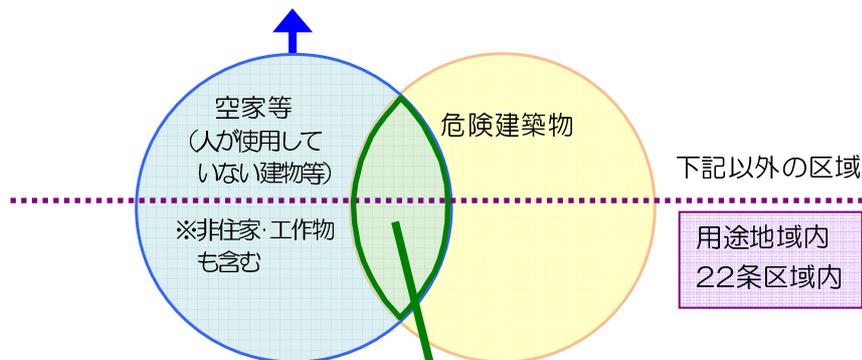
特定空家等に係る建物及び工作物の除却工事費に約10分の4を乗じて得た額で、50万円を限度とする。

5. 認定申請

補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請前に認定申請書を市長に提出して、事業の適否を確認しなければならない。

■条例・事業の適用イメージ

【浜田市空家等対策の推進に関する条例】



【除却促進事業】

- ・民間施工で市が補助金を交付する
- ・建物は不良度の判定あり

除却前



除却後

